

鹿 児 島 県 公 報

令和3年6月18日（金）第218号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則（※）	（農業経済課取扱い） 1
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い） 2
○救急病院等の認定（2件）	（保健医療福祉課取扱い） 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	（障害福祉課取扱い） 3
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習	（生活衛生課取扱い） 3
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（通信制）	（生活衛生課取扱い） 3
○令和3年度高圧ガス等免状交付業務委託	（消防保安課取扱い） 4
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止	（始良・伊佐地域振興局取扱い） 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止	（始良・伊佐地域振興局取扱い） 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5
選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
○直接請求の連署に必要な有権者の数（※）	（選挙管理委員会取扱い） 5
公 安 委 員 会 公 告	
○警備業交通誘導警備業務1級及び同2級検定実施公告	（生活安全企画課取扱い） 6

規 則

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月18日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第43号

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

農業共済組合等検査規則（昭和27年鹿児島県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「共済事業を行う市町村（一部事務組合を含む。以下「市町村」を「農業共済組合から業務の委託を受けた者（以下「受託者」に改める。

第2条中「（共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業に係る業務又は会計。以下同じ。）」を削る。

第2条の2第1号中「、共済事業の実施に関する条例」を削る。

第6条ただし書中「理事」を「理事（受託者にあつては、監事その他これに準ずる者（以下「監事等」という。）以外の役員。以下同じ。）」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

検査は、組合等の理事その他の責任者1人以上を立ち合わせて行うものとする。

第10条第2項中「農業共済組合にあつては監事を、市町村にあつては監査委員」を「組合等の監事（受託者にあつては、監事等。以下同じ。）」に改める。

第12条中「農業共済組合にあつては理事又は監事及びその他の責任者に、市町村にあつては市町村の長又は監査委員及びその他の責任者に対し、口頭で」を「組合等の理事及び監事に対し、」に改める。

第13条第2項中「組合等の長」を「これを理事」に改める。

別記第1号様式中「市町村」を「受託者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第728号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和3年6月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市吹上町永吉字碓石7814番1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第729号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和3年6月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8番8号
池田病院	鹿屋市下祓川町1830番地

- 2 認定の有効期限

令和6年6月11日

鹿児島県告示第730号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

令和3年6月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
びろうの樹脳神経外科	志布志市有明町野井倉8041番地1

- 2 認定の有効期限
令和6年6月27日

鹿児島県告示第731号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年6月18日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
徳永薬局あいら中央店	始良市西餅田85番9	令和3年6月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第732号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和3年6月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の名称
(1) クリーニング師研修（第1型）
(2) 業務従事者講習（第1型）
- 3 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会 場 の 名 称	所 在 地
令和3年10月24日	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町2211番地1
令和3年11月28日	鹿児島県大島支庁奄美会館	奄美市名瀬永田町17番地3
令和4年1月30日	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部鹿児島職業能力開発促進センター	鹿児島市東郡元町14番3号

- 4 受講料
(1) クリーニング師研修 5,000円（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修（以下「特管物研修」という。）を含む場合にあっては、8,000円）
(2) 特管物研修 3,000円
(3) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第733号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和3年6月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の名称
(1) クリーニング師研修（第2型）
(2) 業務従事者講習（第2型）
- 3 研修及び講習の申込受付期間並びにレポート提出締切年月日

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和3年9月1日	令和4年2月3日	令和4年2月10日

4 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円
 (2) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第734号

高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定により、免状交付事務の一部を次のとおり高压ガス保安協会に委託した。

令和3年6月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 委託に係る免状交付事務の内容

乙種化学責任者免状，乙種機械責任者免状，丙種化学（液化石油ガス）責任者免状，丙種化学（特別試験科目）責任者免状，第二種冷凍機械責任者免状，第三種冷凍機械責任者免状，第一種販売主任者免状，第二種販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状に係る次に掲げる事務に関する事。

- (1) 免状の交付申請書の配布，受付及び整理
 (2) 免状の再交付申請書の配布，受付及び整理
 (3) 免状の書換え申請書の配布，受付及び整理
 (4) 免状の作成及び送付
 (5) 前号に係る免状台帳の作成，保管及び整理
 (6) その他前各号に掲げる事務に関連する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
 高压ガス保安協会本部

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

始良・伊佐地域振興局告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により，指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和3年6月18日

始良・伊佐地域振興局長 加治博孝

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援事業所 ばざる	始良市西餅田 194番地8	株式会社ばざる	始良市西餅田 2044番地44	徳重ゆかり	令和3年 5月1日	保育所等 訪問支援

始良・伊佐地域振興局告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和3年6月18日

始良・伊佐地域振興局長 加治博孝

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
eワーカーズ	霧島市隼人町見	特定非営利活動	霧島市隼人町見	紙屋久美子	令和3年	就労継続

次254番地6	法人 e ワーカー ズ鹿児島	次254番地6	5月31日	支援 A 型
---------	-------------------	---------	-------	--------

始良・伊佐地域振興局告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和3年6月18日

始良・伊佐地域振興局長 加治博孝

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護事業所 みらい	霧島市国分清水 一丁目5-40テ クノ清水	ケアサポート未 来株式会社	霧島市隼人町姫 城三丁目239	尾谷 一三	令和3年 5月1日	行動援護

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和3年3月16日鹿児島県選挙管理委員会告示第9号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和3年6月18日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	26,909	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	268,177	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	149,874
	鹿屋市・垂水市区	31,807
	枕崎市区	5,820
	阿久根市・出水郡区	8,520
	出水市区	14,541
	指宿市区	11,231
	西之表市・熊毛郡区	11,364
	薩摩川内市区	25,827
	日置市区	13,274
	曾於市区	9,920
霧島市・始良郡区	36,784	
いちき串木野市区	7,729	

	南さつま市区	9,427
	志布志市・曾於郡区	11,985
	奄美市区	13,499
	南九州市区	9,673
	伊佐市区	7,166
	始良市区	21,281
	薩摩郡区	5,790
	肝属郡区	10,040
	大島郡区	16,383
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		268,177
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

公安委員会公告

警備業交通誘導警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により，警備員又は警備員になろうとする者に対し，警備業交通誘導警備業務1級及び同2級検定を次のとおり実施する。

令和3年6月18日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 検定の種別及び級の区分
 - (1) 交通誘導警備業務1級
 - (2) 交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
 - ア 交通誘導警備業務1級
令和3年9月25日（土）午前9時から午後5時まで
 - イ 交通誘導警備業務2級
令和3年9月18日（土）午前9時から午後5時まで
 - ウ 検定当日の受付時間
午前8時30分から午前9時まで
 - (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
 - (3) 受検定員
いずれの検定も30人（受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格

- (1) 交通誘導警備業務1級
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属している者のうち、次のいずれかに該当する者
ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けた者
 - (2) 交通誘導警備業務2級
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属している者
- 4 検定の方法及び内容
- (1) 交通誘導警備業務1級
ア 学科試験
（ア）警備業務に関する基本的な事項に関すること。
（イ）法令に関すること。
（ウ）車両等の誘導に関すること。
（エ）交通誘導警備業務の管理に関すること。
（オ）工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
イ 実技試験
（ア）車両等の誘導に関すること。
（イ）交通誘導警備業務の管理に関すること。
（ウ）工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 交通誘導警備業務2級
ア 学科試験
（ア）警備業務に関する基本的な事項に関すること。
（イ）法令に関すること。
（ウ）車両等の誘導に関すること。
（エ）工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
イ 実技試験
（ア）車両等の誘導に関すること。
（イ）工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
ア 期間
令和3年6月28日（月）から同年7月9日（金）まで（県の休日を除く。）
イ 時間帯
午前8時30分から午後4時まで
 - (2) 提出書類
ア 交通誘導警備業務1級
（ア）検定規則に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。）
1通
（イ）写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
2葉
（ウ）受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。）
1通
（エ）県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。）
1通

- (ハ) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通
- (ニ) 交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通
- イ 交通誘導警備業務2級
- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料
交通誘導警備業務1級及び同2級ともに、14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、検定を延期又は中止する場合がある。
- 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）